

令和4年度（2022年度）熊本県発達障がい地域支援体制サポート事業実施要項

1 目的

熊本県発達障がい者支援センター（以下「センター」という。）に発達障がい者地域支援マネジャーを配置し、センターの支援ノウハウを市町村や通所支援事業所等に普及させ、発達障がいのある人とその家族が身近な地域で十分な支援を受けることができる体制を構築する。

2 実施主体

(1) 実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

ただし、県は、熊本県発達障がい者支援センター事業を行う社会福祉法人等に委託するものとする。

(2) 社会福祉法人等は、委託業務を他の者に委託し又は請け負わせないものとする。

ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

3 発達障がい者地域支援マネジャーの配置

社会福祉士等で、発達障がい児（者）等に対する支援について相当の経験及び知識等を有するもの、又はそれと同等と認められる者を発達障がい者地域支援マネジャー（以下「マネジャー」という。）として配置する。

4 事業内容

(1) 市町村等支援

県内市町村等（熊本市を除く）に対し、発達障がい児（者）支援の普及啓発、研修会の実施、地域の連絡会議等への参加及び災害時等への対応を含めた発達障がい支援体制に必要な相談・助言等を行う。

(2) 事業所等支援

障害児通所支援事業所等が困難事例を含む支援を的確に実施できるように助言、指導等を行う。

(3) 普及啓発

地域住民に対して発達障がいのある人への理解を促進することを目的とした講演会やパンフレットの作成を行う。

(4) 関係機関との連携

行動障がい等の入院治療等、医療機関、警察等他の専門機関と連携を要する支援への対応を行う。

5 個人情報の取扱い

事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、個人情報取扱特記事項に遵守するものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、その他の必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。